令和元年度山形県公共事業評価監視委員会

事前評価 説明資料

番号	事業名	路線名(工区名)				
1	道路改築 事業	国道286号 (棒原橋工区)	山形市 東沢	○ 築54年を経過した老朽橋を新橋に架替えることによる道路の安全性が向上。 ○ 幅員狭小及び線形不良箇所が改善されることによる、車両通行の安全性の確保。		
2	街路整備 事業	3·3·4号 本町東大町線	酒田市 中町	○ 酒田市が実施する中心市街地活性化事業や都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、酒田市中心市街地の活性化に寄与する。○ 歩道空間を拡幅することで、浜田小に通う児童、生徒が安心して通学できる。○ 電線地中化を行うことで、交通環境及び防災性が向上する。		
3	街路整備 事業	3·4·5 号 村山駅東沢線	村山市楯岡	○ 村山市が実施予定の都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、村山市中心部における賑わいの創出や都市機能の充実・強化に寄与する。○ 歩道空間を拡幅し、無散水消雪を整備することで、楯岡小に通う児童、生徒が冬道でも安心して通学できる。○ 電線地中化を行うことで、交通環境及び防災性が向上する。		
4	街路整備 事業	3·4·3号 羽黒橋加茂線 (第2工区)		 ○ 苗津新橋の架替えにより、第1次緊急輸送道路としての防災機能の強化が図られる。 ○ 鶴岡市が実施する中心市街地活性化事業や都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、鶴岡市中心市街地の活性化に寄与する。 ○ 歩道空間を拡幅することで、朝暘第2小に通う児童、生徒が安心して通学できる。 ○ 電線地中化を行うことで、交通環境及び防災性が向上する。 		
(5)	街路整備 事業	3·4·5号 赤湯停車場線 (第3工区)	南陽市三間通	○ 南陽市が実施予定の都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、南陽市中心部における賑わいの創出や都市機能の充実・強化に寄与する。○ 歩道空間を拡幅することで、赤湯小に通う児童、生徒が安心して通学できる。○ 電線地中化を行うことで、交通環境及び防災性が向上する。		

1. 事業概要

所:山形市下宝沢地内

長:約820m(うち橋梁138m)

員: 6.5(9.5)[13.0]m

業 費:約25億円

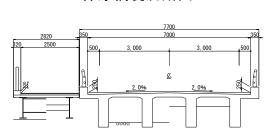


2. 橋梁の概要

出典:国土地理院HP

・ 棒原橋は、山形市下宝沢地内に位置し、山形自動車道の関沢ICから山 形市内を結ぶ途中にある橋梁であり、山形自動車道の代替路となる重要な 路線にある橋である。供用開始から、約54年が経過している。

棒原橋現況断面





関沢IC

2. 事業の必要性

(1)孤立集落アクセスルート上の橋梁であるが耐震基準を満たしていない

- 当該路線は孤立集落アクセスルート及び山形自動車道(山形蔵王IC~関沢 IC: 交通量12,582台/12h(H27センサス))の代替路線(過去4年間に通行止 め17回)となっているが、現行の耐震基準を満たしていない。
- 万一落橋等により橋梁機能が喪失した場合、孤立集落アクセスルート及び 代替路線としての機能が果たせず、大きな影響を与える恐れがある。

(孤立集落の世帯数:滑川地区:229世帯、新山地区:65世帯、関沢地区17世帯)

②棒原橋老朽化の進行(昭和40年竣工)

平成25年度に補修を行っているが、老朽化による腐食・損傷の進行により、 平成29年度の橋梁点検結果では、早期に監視や対策を行う必要がある「ラ ンクⅢ」と判断されている。補修から数年で再度対策が必要になるほど老 朽化の進行が速く、修繕して現橋を使用し続けることは困難と考えられる。

③道路構造令を満たさない急カーブ(棒原橋左岸側)

• 棒原橋左岸側は道路構造令で定めるR(曲線半径)=100m(規制速度50km/h) を大きく下回るR=50mと急カーブとなっており、事故も発生している。

(直近4ヶ年の事故発生件数【H26-H29】:4件)



下部工損傷状況(ひび割れ)



上部工損傷状況(ひび割れ)

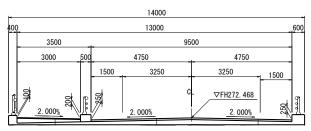


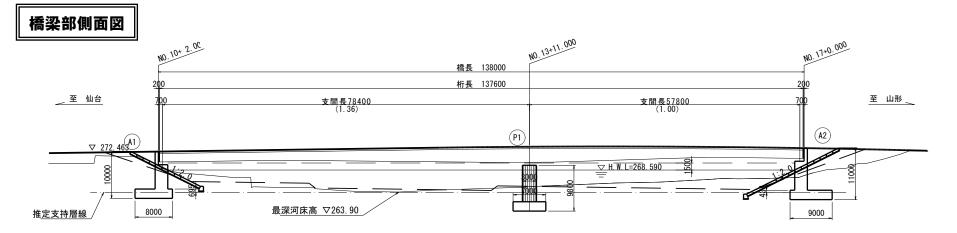
下部工損傷状況(鉄筋露出)





計画横断図





街路整備事業 酒田都市計画道路 3·3·4号本町東大町線

1 事業概要

■ 延長 : L=498m

■ 計画幅員:W=20m(6.5(11.0)m、歩道4.5m×2)

■ 事業費 : C=15億円 ■ 費用対効果 : B/C=1.1

■ 交通量:自動車類 7,909台/12h、歩行者・自転車類 464人/12h

2 整備の必要性

■ 酒田中央ICと酒田市の中心市街地を結ぶ1次アクセス道路であり、また、酒田市の骨格を形成する都市計画道路であるが、酒田市役所や観光施設が並ぶ本工区は未整備となっている。

■ 第一次緊急輸送道路であり、災害時における緊急車両の交通確保のため、電線地中化による都市防災機能の強化が必要である。

■ 沿道に本間家旧本邸や、旧鐙屋の観光施設を配する道路であるが、歩道幅員が1.8mと狭く、歩行空間の快適性等を欠いている。

3 令和2年度着手の必要性と整備効果等

■ 酒田市が実施中である中心市街地活性化事業や都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、酒田市のまちづくりを支援するとともに、交通の円滑化が図られ、歩行者通行の安全が確保される。



出典:国土地理院の電子地形図(タイル)に名称等を付加して作成



▲本間家旧本邸



▲旧鐙屋



▲中町モール【都市再生整備計画事業】



▲酒田中町二丁目地区 市街地再開発事業(H28~R2) 【市街地再開発事業(県支援)】





▲朝の渋滞状況(①)



▲電線が立ち並ぶ状況(②)



出典:国土地理院の電子地形図(タイル)に名称等を付加して作成

街路整備事業 村山都市計画道路 3.4.5号村山駅東沢線

<u>1 事業概要</u>

■ 延長 : L=396m

■ 計画幅員:W=18m(6.0(9.0)m、歩道4.5m×2)

■ 事業費 : C=13億円 ■ 費用対効果 : B/C=1.2

■ 交通量:自動車類 7,417台/12h、

歩行者·自転車類 212人/12h

2 整備の必要性

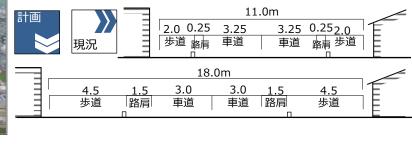
- 本工区は、村山駅から東沢バラ公園に通じる都市骨格を形成する道路であるが未整備となっている。 また、村山市が都市再生整備計画事業で整備を計画している市民複合交流施設(旧楯岡高校 跡地)にアクセスする道路である。
- 第二次緊急輸送道路であり、災害時における緊急車両の交通確保のため、電線地中化による都市防災機能の強化が必要である。
- 本工区は楯岡小学校の通学路にも指定されているが、歩道幅員が2 mと狭く、冬期間の歩行者の 安全確保が課題となっている。
- 新町交差点は、右折レーンがなく慢性的な渋滞が発生しており、早期の街路整備が要望されている。

3 令和2年度着手の必要性と整備効果等

■ 村山市が令和2年度より着手する都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、村山市のまちづくりを支援するとともに、交通の円滑化が図られ、歩行者通行の安全が確保される。



▲村山駅東沢線の位置





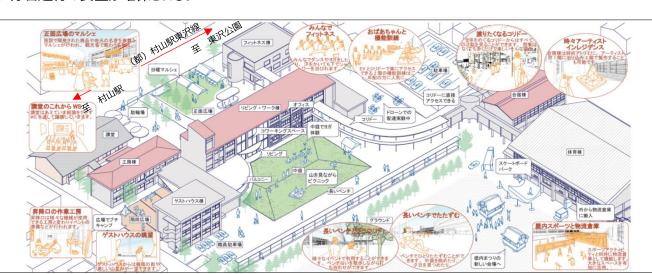
▲朝の渋滞状況(写真位置1)



▲朝の渋滞状況(写真位置2)



出典:国土地理院の電子地形図(タイル)に名称等を付加して作成



▲楯岡高校跡地利活用事業イメージ(市提供資料に加筆)

<u>1 事業概要</u>

■ 延長 : L=230m

■ 計画幅員:W=18m(6.0(9.0)m、歩道4.5m×2)

■ 事業費 : C=13億円 ■ 費用対効果 : B/C=1.1

■ 交通量:自動車類 8,128台/12h、歩行者・自転車類 234人/12h

2 整備の必要性

- 本工区は鶴岡市中心部と南部生活拠点を結ぶ、都市骨格を形成する道路である。 本道路の沿線には観光・文化施設が数多く隣接しているほか、日本遺産に指定された 出羽三山(羽黒山)へのアクセス道路として、観光面での市の玄関口としての機能も 兼ね備えている。
- 第一次緊急輸送道路であり、災害時における緊急車両の交通確保のために電線地中化を実施するとともに、老朽化が著しい苗津新橋を新橋に架替えることで、都市防災機能を強化する必要がある。
- 本工区は朝暘第2小学校の通学路にも指定されているが、歩道幅員が1.7mと狭く、 歩行者の安全確保が課題となっている。

3 令和2年度着手の必要性と整備効果等

■ 鶴岡市が実施中である中心市街地活性化事業や都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、鶴岡市のまちづくりを支援するとともに、交通の円滑化が図られ、歩行者通行の安全が確保される。



▲朝の渋滞状況(①)



▲第1丁区(天神祭)



▲冬期の通学状況(②)



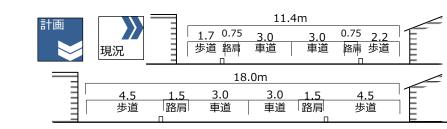
▲苗津新橋 全景

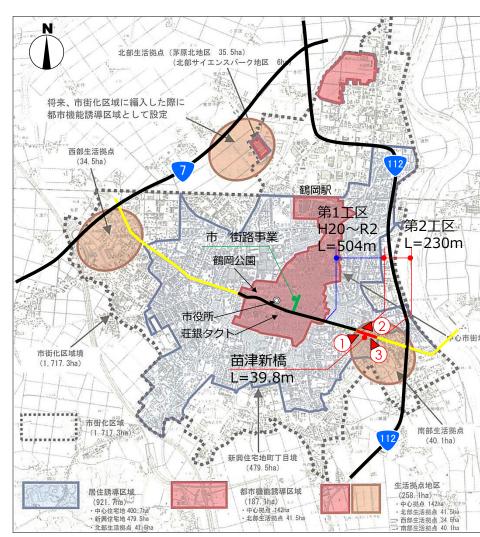


▲冬期の渋滞状況(③)



▲主桁・支承部の腐食状況





出典:鶴岡市都市再興基本計画に加筆して作成

事業概要

延長 : L = 350m

計画幅員: W=18m(6.0(9.0) m、歩道4.5m×2)

■ 事業費 : C=28億円 費用対効果: B/C=1.1

交通量:自動車類 8,100台/12h、歩行者·自転車類 332人/12h

整備の必要性

- 本工区は赤湯駅から東に向かい、赤湯温泉街を経由して国道13号に至る都市骨格を 形成する道路であるが、赤湯駅から国道399号までの区間が未整備となっている。
- 災害時における緊急車両の交通確保のため、電線地中化による都市防災機能の強化が 必要である。
- 本工区は赤湯小学校の通学路にも指定されているが、歩道幅員が1.5mと狭く、歩行者 の安全確保が課題となっている。

■ 一般国道399号との交差点は、右折レーンがなく慢性的な渋滞が発生しており、早期の街

路整備が要望されている。

3 令和2年度着手の必要性と整備効果等

- 現在、南陽市では立地適正化計画を策定中であり、 今後、都市再生整備計画事業等において、立地適 正化計画を踏まえた各種事業が展開される予定で ある。赤湯温泉街では、街路事業(第1工区)の 完成に伴い、地域主催のイベントが開催されるなど賑 わいが創出されているが、こうした効果を赤湯駅前にも 波及させるためには、市事業と連携した、街路事業の 整備が必要である。
- 都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことに より、南陽市のまちづくりを支援するとともに、交通の円 滑化が図られ、歩行者通行の安全が確保される。



赤湯温泉の宿泊者数(千人)



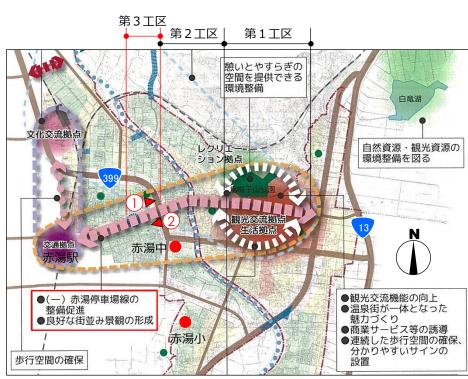
やまがたの温泉2018より(県環境エネルギー部)











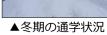
出典:南陽市都市計画マスタープランに加筆して作成



▲渋滞状況(①)

▲渋滞状況(①)

▲渋滞状況(②)



▲第2工区(花見橋)



▲第1 T区(ワインFES)

I .事業の概要

(1) 路線•河川	名等	一般国道286号	(7) 事業期間	〔着工〕	令和	2	年度
(2) 担当課室名	艺	道路整備課	(/) 争未粉间	〔完了〕	令和	11	年度
(3) 対象事業名		道路事業	(8) 全体事業費		2,500,000 千円		千円
(4) 統一事業名	艺	道路事業(改築)	(9) 事業区別(補助·単独)		補助事業	✓	単独事業 🗌
(5) 総合支庁名		村山総合支庁					エ(54年経過)の老朽橋で スルート上の橋梁である
(6) 事業箇所	〔市町村名〕	[市町村名] 山形市		(10) い		が、耐震基準を満たしておらず、腐食・損傷 顕著で安全な通行が難しくなってきているの	
(0) 尹未固別	〔地区名〕	下宝沢地内			橋梁架替えを行		

Ⅱ.対象事業の妥当性評価

1.実施主体

		法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	Ň	ムカ寺でためられている	道路法第15条により道路管理者である県が実施する。
₍₁₎ 県が実施		効果の及ぶ地理的範囲からみて県	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
⁽¹⁾ する理由		が実施するのが妥当	
			(上記以外の理由を記入)
		て 어떤	
冠/英维 田	✓	妥当	(理由を記入)
評価結果		再検討	県管理の道路であり、県が実施するのが妥当である。

2.費用対効果

(1) 分析対象		分析対象	〔参考資料名〕				
门刀彻对多	>	分析対象外	〔分析対象外とした理由〕	事業目的(老朽橋の架替)に対	方法が確立されていない		
	便益(現在価値計):B				千円		
		人业开心	〔指標1〕	走行時間短縮便益	〔指標値〕		
(2) 分析結果		に用いた 主な指標	〔指標2〕	走行費用縮減便益	〔指標値〕		
(2) 力机帕木		<i>1</i> →	〔指標3〕	交通事故減少便益	〔指標値〕		
	費用(現在価値記 費用便益比:B/0		計):C			千円	
			С				
評価結果	✓	☑ 妥当		(理由を記入)			
正 Ш帕未				費用対効果の評価は実施しな	費用対効果の評価は実施しない。		

3.環境への影響

(1) 自然環境	① 懸念事 <mark>ジ</mark> 懸念事項なし 項 懸念事項あり	(<mark>内容を記入</mark>) 現橋梁に隣接した橋梁架替のため、事業延長も短く、自然環境の改変は限定的である。また、環境アセスの対象とはならない事業規模である。				
	② 対処方法	(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)				
(2) 生活環境	① 懸念事項なし 項 懸念事項あり	(内容を記入) 一部家屋等へ近接するが、低騒音・低振動型の施工機械を用いる事等により影響は 小さい。				
(2) 工冶垛块	② 対処方法	(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)				
評価結果	☑ 妥当	(理由を記入)				
计叫称未	<mark>□</mark> 再検討	自然環境、生活環境ともに懸念事項がなく、妥当である。				

4 事業内容

4.争未内谷							
求められて	① サービス水準(現況)	老朽橋(54年経	老朽橋(54年経過)				
(1) いるサービス	② サービス水準(実施後)	新橋架替による安全性の確保					
水準	③ 当サービス水準の必要性を示す資料	道路構造令、現	況写真等、橋梁点検台帳				
	① 主な事業内容	老朽橋架替					
(2) 事業内容 (当該案)	② 主な事業内容の位置・ルート	(国)286号(下宝	层沢地内)、棒原橋L=138.0mを含む、延長L=0.82km区間の現道拡幅				
, – 2, , , , ,	③ 主な事業内容の規模	L=820m, W=6.5	(9.5)[13.0]m、(うち橋梁 L=138.0m)				
	① 代替案の有無と理由	代替案なし	(代替案ありの場合はその事業内容を、ない場合はその理由を記入) 棒原橋は現行の耐震基準を満たしていないうえ、老朽化が著しく路線の機能を維持 するため早急な架替による更新が必要である。また棒原橋周辺の代替路線が存在し ないため、橋の機能を喪失した場合周辺住民の利便性が著しく喪失することから現 橋梁付近での架替を行う必要がある。				
当事業内容 (3) が求められ る理由	求められるサービス水準を実現	事業規模の必 要性	(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明) 橋梁構造規格及び道路線形等は、道路橋示方書等各種基準に照らして適 当である。また、橋梁に接続する取付道路は、現道を拡幅する必要最小限 の延長となっている。				
	② する上で当事業内容が必要となる理由		(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明)				
		その他の事業 内容の必要性					
評価結果	☑ 妥当	(理由を記入)	(理由を記入)				
计测机未		事業の必要性は高く、経済性、利便性及び安全性等、総合的にも評価は妥当である。					

5.政策等への貢献

		① 不便益軽減の必要性	□ 必要性なし	(内容を記入)		
	(1) 優先整備の	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	☑ 必要性あり	車両交通における道路機能確保、周辺住民の利便性の確保。		
	'' 必要性	② 事業連携効果発現の可能性	□ 可能性なし	(内容を記入)		
		② 事業建務効素光境の可能性	☑ 可能性あり	連続した歩道確保による通学路安全の確保及び親水利用等観光周遊の促進。		
	総合計画短	<テーマ・施策・主要事業>	<項目>	(評価の考え方)		
(2)期アクション プランでの位 置づけ	テーマ7 地域活力と多様な交流を生み出し災害に強い 県土基盤の形成	4-(2)-① 地域間を結ぶ安 全・安心な道路の 確保	老朽橋架替により孤立集落のアクセスルート及び山形自動車道の代替路線となっている本路線の安全性や通行の確実性が確保される。		
	かまがた 「個	<基本目標・施策群>	<施策>			
(やまがた「県 (3) 土未来図」で の位置づけ	【1】安全安心を支える県土づくり	3 危機管理対策 の推進	老朽橋架替により孤立集落のアクセスルート及び山形自動車道の代替路 線となっている本路線の安全性や通行の確実性が確保される。		
	山形県道路	<みちづくりの3つの柱> <施策)				
(4)中期計画 2028での位 置づけ	2 災害を未然に防止し安全・安心に 利用できるみちづくり	④ 防災・減災に向けた道路 の機能強化と災害発生時 の対応の迅速化	老朽橋架替により孤立集落のアクセスルート及び山形自動車道の代替路 線となっている本路線の安全性や通行の確実性が確保される。		

6.総合評価

	☑妥当	(理由を記入)				
評価結果	□ 妥当(条件付き) □ 再検討	実施主体、費用対効果、環境への影響、事業内容、政策等への貢献を総合的に判断し、妥当と評価				
	✓ 特記事項なし	(内容を記入)				
特記事項	特記事項あり					



I .事業の概要

(1) 路線·河川	路線·河川名等		(7) 事業期間	〔着工〕	令和	2	年度
(2) 担当課室名	3	都市計画課	(7) 子木刈川	〔完了〕	令和	8	年度
(3) 対象事業名		街路整備事業	(8) 全体事業費		1,500,000 千円		千円
(4) 統一事業名	3	街路事業	(9) 事業区別(補助・単独)		補助事業	7	単独事業 🔲
(5) 総合支庁名		庄内総合支庁			L = 498m W = 6. 本路線は、酒田		0)[20.0]m 地と国道7号および日本海
(6) 事業箇所	〔市町村名〕	酒田市	(10) 計画概要・	事業の狙	沿岸東北自動車道を接続する主要幹線街路であるため、円滑な交通を確保するとともに、酒田市		確保するとともに、酒田市
(0) 争未固加	〔地区名〕	中町			役所までの第一次 化事業を推進する		急輸送道路として、無電柱

Ⅱ.対象事業の妥当性評価

1.実施主体

		法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)		
	4	本中寺でためられている	都市計画法第59条第2項により、県が実施する。		
₍₁₎ 県が実施		効果の及ぶ地理的範囲からみて県	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)		
⁽¹⁾ する理由	Г	が実施するのが妥当			
		その他	(上記以外の理由を記入)		
		ての _他			
評価結果	7	妥当	(理由を記入)		
計画和未		再検討	県道(主要地方道酒田松山線)であるので、県で実施することが妥当。		

2.費用対効果

(1) 分析対象	分析対象		〔参考資料名〕	国土交通省 道路局、都市局「費用便益分析マニュアル」(平成30年2月		(平成30年2月)	
		分析対象外	〔分析対象外とした理由〕				
	便益(現在価値計):B			1,393,000 千円			千円
		に囲いた	〔指標1〕	走行時間短縮便益	〔指標値〕	1,041,000千円	
(2) 分析結果			〔指標2〕	走行費用縮減便益	〔指標値〕	45,000千円	
		値	〔指標3〕	交通事故減少便益	〔指標値〕	307,000千円	
	費用	費用(現在価値計):C		1,292,000 千円			千円
	費用	月便益比:B/	С	1.1			
評価結果	☑ 妥当			(理由を記入)			
计画师未	□ 再検討			B/Cが1.0を超えているため			

3.環境への影響

	① 懸念事	☑ 懸念事項なし	(内容を記入)				
(1) 自然環境	① 項	□懸念事項あり	市街地での現道拡幅であり、自然環境の改変は限定的である。また、環境アセスの 対象とはならない事業規模である。				
() H MICOR 20	② 対処方法	t	(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)				
	② 対処方法	Δ.					
	① 懸念事	☑ 懸念事項なし	(内容を記入)				
(6) 生江西井	① 項	□懸念事項あり	市街地での事業であるが、低騒音・低振動型の施工機械を用いる事等により影響は小さい。				
(2) 生活環境	@ 115m + 1		(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)				
	② 対処方法						
証 無針甲	☑ 妥当		(理由を記入)				
評価結果	□ 再検討		自然環境、生活環境ともに懸念事項がなく、妥当である。				

4.事業内容

求められてい	1	サービス水準(現況)	車道	車道幅員7.0m(路肩含9.5m)、歩道幅員4.2m(1.8m+2.4m)					
(1) るサービス水	2	サービス水準(実施後)	車道	車道幅員6.5m(路肩含11.0m)、歩道幅員9.0m(4.5m×2)					
华	3	当サービス水準の必要性を示す資料	道路	路構造令、山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例					
	1	主な事業内容	街路	街路整備事業(現道拡幅)					
(2) 事業内容 (当該案)	2	主な事業内容の位置・ルート	酒田	市中町~二	番町 地内				
	3	主な事業内容の規模	第4	Ŕ4種1級 延長L=498m、幅員W=20.0m(車道6.5m(11.0m)、歩道9.0m)					
			4	代替案なし	(代替案ありの場合はその事業内容を、ない場合はその理由を記入)				
	1	代替案の有無と理由		代替案あり	本路線は酒田都市計画決定路線であり、代替案はない。				
当事業内容			事業規模の必 要性		(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明)				
ョ事業内存 (3) が求められる 理由		求められるサービス水準を実現			事業効果が発現される最小単位(主要交差点間)である。				
	(する上で当事業内容が必要となる理由			(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明)				
					本路線は酒田市中心部へのアクセス道路であり、周辺には観光施設、公共施設が立ち並ぶ重要な路線であるが、歩道・路肩が狭い。そのため、良好な交通環境の整備が求められている。				
=== /== 4+ EB	7	妥当	(理	由を記入)					
評価結果		再検討		都市計画決定どおりの事業内容であり、主要交差点間の整備が完成するため、整備効果が 発現できる。					

5.政策等への貢献

		① 不便益軽減の必要性		必要性なし	(内容を記入)
優先整 ⁽¹⁾ 必要性	優先整備の (1) 必要性			必要性あり	歩道の拡幅により歩行者、車道の拡幅により自転車の安全が確保される。
必安任	_	② 事業連携効果発現の可能性	7	可能性なし 可能性あり	(内容を記入) 酒田市にて現在実施中の中心市街地活性化事業(H21~)、及び都市再生整備計画 事業(H22~)と連携して整備を行うことで、中心市街地の活性化に寄与する。
総合計	画短	<テーマ・施策・主要事業>	<1	頁目>	(評価の考え方)
(2) 期アク プラン 置づけ	での位		コンハ [°] 備え	3-4(1)① °かな都市機能を た利便性の高 ちづくりの促進	中心市街地活性化計画区域、及び立地適正化計画における都市機能誘導区域内で実施される都市計画道路の整備であり、当施策に合致する。
わまが	ヾナ - 「 □	<基本目標·施策群>	< 5	拖策>	
(3) 土未来	やまがた「県 (3) 土未来図」で の位置づけ	基本目標3 地域力を生み出す生活基盤づくり		都市の拠点 句上の推進	中心市街地や都市の拠点機能を高める都市計画道路の整備であり、当施 策に合致する。
	山形県道路	<施策名>			
⁽⁴⁾ 中期計画 2028での位 置づけ	施策8 街なかに賑わいを創出するみちづく りの推進			山形県道路の整備に関するプログラムに路線が計上されている。	

6.総合評価

評価結果		女司(末件刊名)	理由を記入) 西田市の中心市街地活性化事業や都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことに リ、中心市街地の活性化に資することや、都市骨格を形成する都市計画道路の未整備図 が解消されることから妥当であると考える。				
特記事項	7	特記事項なし	(内容を記入)				
		特記事項あり					



I .事業の概要

(1) 路線·河川		村山都市計画道路 3·4·5号 村山駅東沢線	(7) 事業期間	〔着工〕	令和	2	年度
(2) 担当課室名	3	都市計画課	(7) 手术列间	〔完了〕	令和	8	年度
(3) 対象事業名		街路整備事業	(8) 全体事業費		1,300,000 千円		千円
(4) 統一事業名	3	街路事業	(9) 事業区別(補助・単独)		補助事業	7	単独事業 🔲
(5) 総合支庁名	3	村山総合支庁	(10) い い		L = 396m W = 6.0(9.0)[18.0]m 村山駅から観光地であるバラ公園及び都市再生整 備計画で整備する市民複合交流施設(旧楯岡高校跡 地)を結ぶ幹線であり、通学路指定の歩道を整備拡幅 することにより歩行者の安全を確保し、中心市街地に おける交通ネットワークの向上を図る。		
(6) 事業箇所	〔市町村名〕	村山市					
(0) 尹未固別	〔地区名〕	楯岡					

Ⅱ.対象事業の妥当性評価

1.実施主体

		法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	7		都市計画法第59条第2項により、県が実施する。
₍₁₎ 県が実施		効果の及ぶ地理的範囲からみて県	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
⁽¹⁾ する理由		が実施するのが妥当	
		その他	(上記以外の理由を記入)
評価結果	7	妥当	(理由を記入)
计测范未		再検討	県道(主要地方道尾花沢関山線)であるので、県で実施することが妥当。

2.費用対効果

(1) 分析対象	7	分析対象	[参考資料名]	国土交通省 道路局、都市局「費用便益分析マニュアル」(平成30年2月)				
		分析対象外	〔分析対象外とした理由〕					
	便益(現在価値計):B			1,315,000 千円			千円	
		便益算定 に用いた 主な指標 値	〔指標1〕	走行時間短縮便益	〔指標値〕	1,147,000千円		
(2) 分析結果			〔指標2〕	走行費用縮減便益	〔指標値〕	45,000千円		
			〔指標3〕	交通事故減少便益	〔指標値〕	123,000千円		
	費月	月(現在価値	計) : C	1,118,000 千円			千円	
	費用便益比:B/C			1.2				
亚	7	妥当		(理由を記入)				
評価結果	□ 再検討			B/Cが1.0を超えているため				

3.環境への影響

	① 懸念事	☑ 懸念事項なし	(内容を記入)			
(1) 自然環境	① 項	□懸念事項あり	市街地での現道拡幅であり、自然環境の改変は限定的である。また、環境アセスの 対象とはならない事業規模である。			
() II MOSK 20	② 対処方法	+	(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)			
	② 对处力:	A				
	① 懸念事	☑懸念事項なし	(内容を記入)			
(a) 七 江西	① 項	□懸念事項あり	市街地での事業であるが、低騒音・低振動型の施工機械を用いる事等により影響は小さい。			
(2) 生活環境	② 対処方法		(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)			
並無盆田	☑ 妥当		(理由を記入)			
評価結果	□ 再検討		自然環境、生活環境ともに懸念事項がなく、妥当である。			

4.事業内容

求められてい	① サービス水準(現況)	車道幅員6.5m(距	各肩含7.0m)、步道幅員4.0m(2.0m×2)						
(1) るサービス水	② サービス水準(実施後)	車道幅員6.0m(路肩含9.0m)、歩道幅員9.0m(4.5m×2)							
準	③ 当サービス水準の必要性を示す資料	道路構造令、山	直路構造令、山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例						
	① 主な事業内容	街路整備事業(現	見道拡幅、交差点改良(右折レーン設置))						
(2) 事業内容 (当該案)	② 主な事業内容の位置・ルート	村山市楯岡 地口	ካ						
, — , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	③ 主な事業内容の規模	第4種2級 延長	L=396m、幅員W=18.0m(車道6.0m(9.0m)、歩道9.0m)						
		☑ 代替案なし	(代替案ありの場合はその事業内容を、ない場合はその理由を記入)						
	① 代替案の有無と理由	代替案あり	本路線は村山都市計画決定路線であり、代替案はない。						
当事業内容			(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明)						
ョ 事業 内谷 (3) が求められる 理由	求められるサービス水準を実現 ② する上で当事業内容が必要とな	事業規模の必 要性	事業効果が発現される最小単位(主要交差点間)である。						
	る理由		(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明)						
		その他の事業 内容の必要性	本路線は市の複合交流施設及びバラ公園へアクセスする重要な路線であるが、指 定通学路にも関わらず幅員が狭いうえ、新幹線も停車する交通拠点である村山駅からの観光地へ向かうための路線であることから、歩行者の安全が要求されている。						
	☑ 妥当	(理由を記入)							
評価結果	再検討	都市計画決定どるため、整備効果	おりの事業内容であり、村山駅から改築済みの道路交差点までの事業とな とが発現できる。						

5.政策等への貢献

_				
			□ 必要性なし	(内容を記入)
((1) 優先整備の 必要性	① 不便益軽減の必要性	必要性あり	歩道の拡幅により歩行者、車道の拡幅により自転車の安全が確保される。
	20.女江	② 東紫海惟効用発用の可能性	□ 可能性なし	(内容を記入)
		② 事業連携効果発現の可能性	☑ 可能性あり	村山市にて現在計画している都市再生整備計画事業(R2~)と連携して整備を行うことで、賑わいと活気あるまちづくりの推進に寄与する。
	総合計画短	<テーマ・施策・主要事業>	<項目>	(評価の考え方)
((2) 期アクション プランでの位 置づけ	テーマ7 地域活力と多様な交流を生み出し 災害に強い県土基盤の形成	施策3-4(1)① コンパかな都市機能を 備えた利便性の高 いまちづくりの促進	村山市が現在作成中である立地適正化計画において、都市機能誘導区域に予定されている地域の都市計画道路の整備であり、当施策に合致する。
	やまがた「但	<基本目標・施策群>	<施策>	
(やまがた「県 (3) 土未来図」で の位置づけ	基本目標3 地域力を生み出す生活基盤づくり	1. 都市の拠点 性向上の推進	中心市街地や都市の拠点機能を高める都市計画道路の整備であり、当施 策に合致する。
	山形県道路 中期計画 2028での位 置づけ	<施策名>		
(施策8 街なかに賑わいを創出するみちづく りの推進		山形県道路の整備に関するプログラムに路線が計上されている。

6 総合評価

6.総合評価							
評価結果		女 3 (木下的 2)	(理由を記入) 村山市の都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、中心市街地の活性化に 資することや、都市骨格を形成する都市計画道路の未整備区間が解消されることから妥当で あると考える。				
特記事項		特記事項なし特記事項あり	(内容を記入)				



I .事業の概要

(1) 路線•河川	名等	鶴岡都市計画道路 3·4·3号 羽黒橋加茂線	(7) 事業期間	〔着工〕	令和	2	年度
(2) 担当課室名	3	都市計画課	(7) 于太冽间	〔完了〕	令和	8	年度
(3) 対象事業名	3	街路整備事業	(8) 全体事業費		1,300,000 千円		千円
(4) 統一事業名	3	街路事業	(9) 事業区別(補助・単独)		補助事業	7	単独事業 🔲
(5) 総合支庁名	3	庄内総合支庁			L = 230m W = 6.0(9.0)[18.0]m 鶴岡市の中心市街地と一般国道112号を結ぶ幹線であり、		
(6) 事業箇所	〔市町村名〕	鶴岡市	計画概要・ (10) _い	事業の狙	現工区(神明町工区)に続く第2工区として、通学路指定の歩道を拡幅することにより歩行者の安全を確保し、中心市街地における交通ネットワークの向上を図るとともに、苗津新橋の		
(0) 尹未固別	〔地区名〕	東原町					前送道路としての防災機能の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅱ.対象事業の妥当性評価

1.実施主体

		法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	1		都市計画法第59条第2項により、県が実施する。
₍₁₎ 県が実施		効果の及ぶ地理的範囲からみて県	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
いする理由		が実施するのが妥当	
		その他	(上記以外の理由を記入)
⇒ /≖ 4± 田	7	妥当	(理由を記入)
評価結果		再検討	県道(主要地方道鶴岡羽黒線)であるので、県で実施することが妥当。

2.費用対効果

(1) 分析対象	7	分析対象	[参考資料名]	国土交通省 道路局、都市局「費用便益分析マニュアル」(平成30年2月)				
		分析対象外	〔分析対象外とした理由〕					
	便益(現在価値計):B			1,835,000 千円				
		便益算定 に用いた 主な指標 値	〔指標1〕	走行時間短縮便益	〔指標値〕	1,650,000千円		
(2) 分析結果			〔指標2〕	走行費用縮減便益	〔指標値〕	73,000千円		
			〔指標3〕	交通事故減少便益	〔指標値〕	112,000千円		
	費月	月(現在価値	計) : C	1,601,000 千円				
	費月	月便益比:B/	С			1.1		
評価結果	7	妥当		(理由を記入)				
□──□─────────────────────────────────		再検討		B/Cが1.0を超えているため		B/Cが1.0を超えているため		

3.環境への影響

	① 懸念事	☑ 懸念事項なし	(内容を記入)		
(1) 自然環境	① 項	□懸念事項あり	市街地での現道拡幅であり、自然環境の改変は限定的である。また、環境アセスの 対象とはならない事業規模である。		
() II M() () E	② 対処方法	£	(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)		
	ע נישאניא	4			
	① 懸念事	☑ 懸念事項なし	(内容を記入)		
(6) 化江黑块	① 項	□懸念事項あり	市街地での事業であるが、低騒音・低振動型の施工機械を用いる事等により影響は小さい。		
(2) 生活環境			(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)		
	② 対処方法	£			
一一一	☑ 妥当		(理由を記入)		
評価結果	□ 再検討		自然環境、生活環境ともに懸念事項がなく、妥当である。		

4.事業内容

求められてい	① サービス水準(現況)	車道幅員6.0m(路	各肩含7.5m)、歩道幅員1.7m、2.2m		
(1) るサービス水	② サービス水準(実施後)	車道幅員6.0m(路肩含9.0m)、歩道幅員9.0m(4.5m×2)			
华	③ 当サービス水準の必要性を示す資料	道路構造令、山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例			
	① 主な事業内容	街路整備事業(現	見道拡幅、交差点改良(右折レーン設置))		
(2) 事業内容 (当該案)	② 主な事業内容の位置・ルート	鶴岡市東原町	也内		
	③ 主な事業内容の規模	第4種2級 延長	L=230m、幅員W=18.0m(車道6.0m(9.0m)、歩道9.0m)		
		☑ 代替案なし	(代替案ありの場合はその事業内容を、ない場合はその理由を記入)		
	① 代替案の有無と理由	代替案あり	本路線は鶴岡都市計画決定路線であり、代替案はない。		
当事業内容			(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明)		
(3) が求められる 理由	求められるサービス水準を実現 ② する上で当事業内容が必要とな	事業規模の必 要性	事業効果が発現される最小単位(主要交差点間)である。		
	② する上で当事業内容が必要となる理由		(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明)		
		その他の事業 内容の必要性	本路線は、鶴岡市中心部とR112を結ぶ幹線街路であるとともに、主要観光地である羽黒山への玄関口としての機能も兼ね備えた道路であるが、歩道・路肩が狭く、良好な交通環境の整備が求められている。		
	☑ 妥当	(理由を記入)			
評価結果	再検討	都市計画決定どお る。	3市計画決定どおりの事業内容であり、主要交差点間の整備が完成するため、整備効果が発現でき 。		

5.政策等への貢献

_	0.政策寺への負職						
			□ 必要性なし	(内容を記入)			
((1) 優先整備の 必要性	① 不便益軽減の必要性	必要性あり	歩道の拡幅により歩行者、車道の拡幅により自転車の安全が確保される。			
	20女工		□ 可能性なし	(内容を記入)			
		② 事業連携効果発現の可能性	☑ 可能性あり	鶴岡市にて実施中の都市再生整備計画事業(H30~)と連携して整備を行うことで、 賑わいと活気あるまちづくりの推進に寄与する。			
	総合計画短	<テーマ・施策・主要事業>	<項目>	(評価の考え方)			
(2) プランでの位	テーマ7 地域活力と多様な交流を生み出し 災害に強い県土基盤の形成	施策3-4(1)① コンパかな都市機能を 備えた利便性の高 いまちづくりの促進	立地適正化計画における居住誘導区域内で実施される都市計画道路の整 備であり、当施策に合致する。			
	やまがた「県	<基本目標·施策群>	<施策>				
((A) + + + 150	基本目標3 地域力を生み出す生活基盤づくり	1. 都市の拠点 性向上の推進	中心市街地や都市の拠点機能を高める都市計画道路の整備であり、当施 策に合致する。			
	山形県道路	<施策名>					
(⁽⁴⁾ 中期計画 2028での位 置づけ	施策8 街なかに賑わいを創出するみちづく りの推進		山形県道路の整備に関するプログラムに路線が計上されている。			

6.総合評価

0.称白計111							
評価結果	\ -	妥当(条件付き)	(理由を記入) 鶴岡市の都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、中心市街地の活性化に 資することや、都市骨格を形成する都市計画道路の未整備区間が解消されることから妥当で あると考える。				
	7	特記事項なし	(内容を記入)				
特記事項		特記事項あり					

4

I .事業の概要

(1) 路線•河川	名等	南陽都市計画道路 3·4·5号 赤湯停車場線	(7) 事業期間	〔着工〕	令和	2	年度
(2) 担当課室名	3	都市計画課	(7) 子木州山	〔完了〕	令和	8	年度
(3) 対象事業名	3	街路整備事業	(8) 全体事業費		2,800,000 千円		千円
(4) 統一事業名	3	街路事業	(9) 事業区別(補助・単独)		補助事業	7	単独事業 🔲
(5) 総合支庁名		置賜総合支庁			L = 350m W = 6.0(9.0)[18.0]m 赤湯駅から赤湯温泉街を経由して国道13号に至		
(6) 事業箇所	〔市町村名〕	南陽市	(10) 計画概要・事業の狙 い		る、南陽市の骨格を形成する幹線街路であり、通学路 指定の歩道を整備拡幅することにより歩行者の安全 を確保し、中心市街地における交通ネットワークの向 上を図る。		
(0) 争未固別	〔地区名〕	三間通					

Ⅱ.対象事業の妥当性評価

1.実施主体

	☑ 法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
		都市計画法第59条第2項により、県が実施する。
₍₁₎ 県が実施	効果の及ぶ地理的範囲からみて県	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
⁽¹⁾ する理由	□が実施するのが妥当	
	□ その他	(上記以外の理由を記入)
	しての他	
電子	☑ 妥当	(理由を記入)
評価結果	□ 再検討	県道(一般県道赤湯停車場線)であるので、県で実施することが妥当。

2.費用対効果

(1) 分析対象	7	分析対象	[参考資料名]	国土交通省 道路局、都市局「	(平成30年2月)		
		分析対象外	〔分析対象外とした理由〕				
	便益(現在価値計):B			2,616,000 千円			
		便益算定 に用いた 主な指標 値	〔指標1〕	走行時間短縮便益	〔指標値〕	2,187,000千円	
(2) 分析結果			〔指標2〕	走行費用縮減便益	〔指標値〕	92,000千円	
			〔指標3〕	交通事故減少便益	〔指標値〕	337,000千円	
	費月	月(現在価値	計) : C	2,483,000 千円			
	費月	月便益比:B/	С			1.1	
評価結果	7	妥当		(理由を記入)			
計価相果	□ 再検討			B/Cが1.0を超えているため			

3.環境への影響

(1) 自然環境	① 懸念事	☑ 懸念事項なし □ 懸念事項あり	(内容を記入) 市街地での現道拡幅であり、自然環境の改変は限定的である。また、環境アセスの 対象とはならない事業規模である。		
(I) Limix J.	② 対処方法		(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)		
	① 懸念事	☑ 懸念事項なし	(内容を記入)		
(2) 生活環境	② 対処方法		市街地での事業であるが、低騒音・低振動型の施工機械を用いる事等により影響は小さい。 (懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)		
		<u> </u>			
評価結果	☑ 妥当		(理由を記入)		
A. 10-10-114	□ 再検討		自然環境、生活環境ともに懸念事項がなく、妥当である。		

4.事業内容

求められてい	1	サービス水準(現況)	車道幅員5.5m(路肩含6.6m)、歩道幅員1.5m			
(1) るサービス水						
準	3	当サービス水準の必要性を示す資料	道路構造令、山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例			
	1	主な事業内容	街路整備事業(現	見道拡幅、交差点改良(右折レーン設置))		
(2) 事業内容 (当該案)	2	主な事業内容の位置・ルート	南陽市三間通	地内		
	3	主な事業内容の規模	第4種2級 延長	L=350m、幅員W=18.0m(車道6.0m(9.0m)、歩道9.0m)		
			☑ 代替案なし	(代替案ありの場合はその事業内容を、ない場合はその理由を記入)		
	1	代替案の有無と理由	代替案あり	本路線は南陽都市計画決定路線であり、代替案はない。		
当事業内容		求められるサービス水準を実現 ② する上で当事業内容が必要となる理由		(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明)		
(3) が求められる 理由	2		事業規模の必 要性	赤湯駅から国道399号(旧国道113号)までの未整備区間700mのうち、事業 認可期間内に整備完了が見込まれる延長を計上。		
	V		その他の事業 内容の必要性	(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明) 本路線は赤湯駅から赤湯温泉街を経由して国道13号へ至る重要な路線であるが、 指定通学路にも関わらず幅員が狭いうえ、新幹線も停車する交通拠点である赤湯駅 からの観光地へ向かうための路線であることから、歩行者の安全が要求されてい る。		
評価結果	7	妥当	(理由を記入)			
正		再検討	都市計画決定どおりの事業内容であり、赤湯駅周辺から完了済み工区に至るネットワー 完成するため、整備効果が発現できる。			

5.政策等への貢献

	0.政术中 ••• 交前						
			□ 必要性なし	(内容を記入)			
(1)	優先整備の 必要性	① 不便益軽減の必要性	必要性あり	歩道の拡幅により歩行者、車道の拡幅により自転車の安全が確保される。			
	2.41	② 事業連携効果発現の可能性	□ 可能性なし☑ 可能性あり	(内容を記入) 南陽市にて現在計画している都市再生整備計画事業(R4~)と連携して整備を行うことで、賑わいと活気あるまちづくりの推進に寄与する。			
	総合計画短	<テーマ・施策・主要事業>	<項目>	(評価の考え方)			
(2)	期アクション プランでの位 置づけ		施策3-4(1)① コンパかな都市機能を 備えた利便性の高 いまちづくりの促進	南陽市が現在作成中である立地適正化計画において、都市機能誘導区域 に予定されている地域の都市計画道路の整備であり、当施策に合致する。			
	やまがた「県	<基本目標・施策群>	<施策>				
(3)	$\perp + \pm \omega$	基本目標3 地域力を生み出す生活基盤づくり	1. 都市の拠点 性向上の推進	中心市街地や都市の拠点機能を高める都市計画道路の整備であり、当施 策に合致する。			
	山形県道路	<施策名>					
(4)	中期計画 2028での位 置づけ	施策8 街なかに賑わいを創出するみちづく りの推進		山形県道路の整備に関するプログラムに路線が計上されている。			

6.総合評価

評価結果	5	女当(木件刊名)	(理由を記入) 南陽市の都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、中心市街地の活性化に 資することや、都市骨格を形成する都市計画道路の未整備区間が解消されることから妥当で あると考える。
	7	特記事項なし	(内容を記入)
特記事項		特記事項あり	

